

今国会での再審法改正の実現を求める会長声明

- 1 静岡地裁は、2024（令和6）年9月26日、いわゆる袴田事件の再審公判において、袴田巖さんに対し、無罪判決を言い渡し、同判決は確定した。

袴田さんは、1966（昭和41）年8月18日に逮捕された後、58年以上の長きにわたり犯人であるとの汚名を着せられた。2014（平成26）年3月27日に静岡地方裁判所が再審開始並びに死刑及び拘置の執行停止を決定するまで約48年も身体拘束を受けた。死刑囚としての身体拘束期間は世界最長であり、袴田さんは、現在も、心身に不調をきたしている。

- 2 えん罪被害者を救済するための再審法改正を求める超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟（再審法改正議連）」は、総会を開催し、本年3月25日、①再審手続における証拠開示に関する規定の整備、②再審請求審における検察官の不服申立て禁止、③通常審に関わった裁判官の除斥・忌避、④再審手続に関する規律の4項目を柱とする改正法の要綱案を取りまとめ、現在、国会への改正法上程の準備が進められている。再審法改正議連が、改正項目をあえてこの4項目に絞ったのは、迅速な法改正を重視したからである。

一方で、本年3月28日に開催された法制審議会の臨時総会において、刑事再審手続に関する規律の在り方が法制審議会に諮問され、本年4月21日には法制審議会刑事法（再審関係）部会第1回会議が開催されている。

しかし、一般に法制審議会での審議は、年単位の期間を要することが多く、喫緊の課題に対応できず、迅速な改正の妨げとなりかねない。上記4項目の改正は一刻の猶予も許さないものであるから、法制審議会での審議が、上記4項目の迅速な改正の妨げとなってはならない。

3 袴田さんの無罪判決の確定後、「福井女子中学生殺人事件」では再審開始決定が確定し、現在再審公判が開かれているなど、法改正への機運が高まっている。

多くの再審事件において、再審手続が長期化し当事者の高齢化を招いているのは、証拠開示規定の不備による証拠開示の遅延や不十分さと再審請求審における検察官の不服申立てに大きな要因があり、上記4項目の法改正の必要性は、もはや議論の余地がない。

4 日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会、当会を含む全国の各弁護士会は、再審手続法（刑事訴訟法等）の早急な改正を求めて、様々な取組を継続的に行ってきた。佐賀県議会においても、再審法改正を求める意見書を採択したほか、全国650の地方議会が再審法改正を求める意見書を採択している。議員立法による迅速な法改正を求める報道も活発化している。再審法の見直しが必要であることについては、もはや国民の総意であるといえる。

当会は、国会に対して、えん罪被害者の速やかな救済のために、再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審制度（再審法）の改正を今国会（第217回国会）で実現するよう求める。

以 上

2025年（令和7年）5月27日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎